

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	環境科学研究所直流電源設備改修工事	04:電気工事	天王寺区	(株)GSユアサ	10,530,000	平成27年10月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
2	柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕(その2)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	横手産業(株)	6,048,000	平成27年10月1日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
3	柴島浄水場外次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区、守口市、 寝屋川市	JFEエンジニアリング (株)	19,440,000	平成27年10月2日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
4	本町地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置 工事	西区	エヌエイチパーキング システムズ(株)	20,304,000	平成27年10月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
5	苅田10丁目地内マンホールポンプ操作盤外17か所改良工事	09D:機械器具設置 工事	住吉区外	日新電機(株)	41,256,000	平成27年10月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
6	木川第5住宅(1号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	淀川区 東淀川区 住之江区	日本エレベーター製造 (株)	101,520,000	平成27年10月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
7	東野田抽水所沈砂池電気設備外改良工事	09B:上下水道施設 工事	都島区	(株)大同電機製作所	12,960,000	平成27年10月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
8	平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株)マコト電気	3,510,000	平成27年10月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
9	東横堀川水門吐出弁用電動開閉機修繕	09D:機械器具設置 工事	中央区	日本ギア工業(株)	4,039,200	平成27年10月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
10	安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置 工事	中央区 西区	三菱重工業メカトロシ テムズ(株)	62,640,000	平成27年10月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
11	C6・7-1号機多目的クレーンPLC更新工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	川崎重工業(株)	24,840,000	平成27年10月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
12	城東配水場配水池流入弁修繕	09B:上下水道施設 工事	鶴見区	(株)日立製作所	3,402,000	平成27年10月14日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
13	城東配水場監視制御設備改良に伴う既設配水管理設備II他改造その他工事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区、城東区、 守口市	(株)日立製作所	100,440,000	平成27年10月14日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
14	東野田抽水所ポンプ電気設備改良工事	09B:上下水道施設 工事	都島区	東芝電機サービス(株)	36,180,000	平成27年10月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
15	大阪港咲洲トンネルITV設備改良工事	10:電気通信工事	港区 住之江区	(株)日立国際電気	78,840,000	平成27年10月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	工業用水道西淀川幹線(大和田4丁目)700mm不断水式制水弁設置工事	07C:鋼管工事	西淀川区	大成機工(株)	33,480,000	平成27年10月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
17	降雨量観測装置修繕	09D:機械器具設置工事	港区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	30,240,000	平成27年10月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
18	野中北住宅(1号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	淀川区 東淀川区 鶴見区 住吉区 平野区	三菱電機ビルテクノサービス(株)	154,116,000	平成27年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
19	海老江下水処理場沈砂池機械スクリーン設備改良工事	09B:上下水道施設工事	福島区	(株)日立プラントサービス	86,400,000	平成27年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
20	大阪市中央卸売市場南港市場冷凍機CR103C改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)ダイキンアプライドシステムズ	2,052,000	平成27年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
21	道頓堀川水門修繕	09D:機械器具設置工事	浪速区	日立造船(株)	13,824,000	平成27年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
22	鳴野東2丁目地内一時貯留水排水ポンプ操作盤外17か所改良工事	09B:上下水道施設工事	城東区 外	シンフォニアテクノロジー(株)	93,960,000	平成27年10月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
23	東野田抽水所雨水・中継用ポンプ設備改良工事	09B:上下水道施設工事	都島区	(株)西島製作所	46,440,000	平成27年10月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
24	中浜下水処理場し尿流注場沈砂除去設備修繕	09B:上下水道施設工事	城東区	三菱化工機(株)	2,484,000	平成27年10月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
25	東野田抽水所No. 11, 12雨水ポンプ設備改良工事	09B:上下水道施設工事	都島区	(株)鶴見製作所	39,528,000	平成27年10月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
26	咲洲雨水ポンプ場No. 2排水ポンプ補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)日立製作所	11,880,000	平成27年10月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
27	愛珠幼稚園園舎木造天井改修工事	02A:建築工事	中央区	(株)鳥羽瀬社寺建築	8,132,400	平成27年10月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	K10、K11	-
28	北江口第2住宅(4・5号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東淀川 住之江	日本オーチス・エレベータ(株)	58,320,000	平成27年10月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	-
29	豊野浄水場ろ過池洗浄ポンプ制御盤補修工事	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	メタウォーター(株)	10,368,000	平成27年10月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
30	柴島浄水場外排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	115,020,000	平成27年10月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	柴島浄水場採水ポンプ整備修繕(その2)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	(株) 鶴見製作所	15,120,000	平成27年10月29日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
32	空清住宅(1号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	天王寺区	シンドラーエレベータ (株)	9,072,000	平成27年10月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
33	もと出来島水質観測局採水部撤去その 他工事	01:土木工事	西淀川区	鉄建建設(株)	2,635,200	平成27年11月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K13	-
34	平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修 繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株) 明電エンジニア リング	10,800,000	平成27年11月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
35	柴島浄水場採水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区、寝屋川市	(株) 西島製作所	29,700,000	平成27年11月6日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
36	舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監 視設備修繕	04:電気工事	此花区	三菱電機プラントエン 지니어リング(株)	2,700,000	平成27年11月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
37	平野下水処理場汚泥溶融炉汚泥受入槽 レベル計修繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株) 産機テクノサービ ス	3,240,000	平成27年11月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
38	柴島浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	メタウォーター(株)	145,800,000	平成27年11月9日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
39	湊町リバープレイス熱源機器整備工事	05:給排水衛生冷暖 房工事	浪速区	日本ビー・イー・シー (株)	13,608,000	平成27年11月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
40	平野区役所熱源機器整備工事	05:給排水衛生冷暖 房工事	平野区	(株) 日立ビルシステム	7,560,000	平成27年11月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
41	福島消防署ほか1か所建設に伴うコン ピュータ設備工事	10:電気通信工事	福島 此花	富士通(株)	8,262,000	平成27年11月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
42	南港Q-2号上屋オーバーヘッドドア補修 工事	14L:建具工事	住之江区	三和シャッター工業 (株)	19,872,000	平成27年11月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
43	ATC庁舎内外1状態監視装置改修工事	10:電気通信工事	住之江 中央	(株) コムプランニング	7,020,000	平成27年11月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
44	住吉川ポンプ場送水ポンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	住之江区	(株) 荏原製作所	4,816,800	平成27年11月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
45	舞洲スラッジセンター汚泥供給ポンプ設 備外修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	兵神装備(株)	11,448,000	平成27年11月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
46	谷町駐車場駐車機械装置更新工事	09D:機械器具設置 工事	中央区	エヌエイチパーキング システムズ(株)	45,111,600	平成27年11月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
47	平野区民センター中央監視設備改修工 事	10:電気通信工事	平野区	アズビル(株)	10,908,000	平成27年11月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
48	湊町リバープレイス空調機その他整備工 事	05:給排水衛生冷暖 房工事	浪速区	(株)ダイキンアプライ ドシステムズ	15,660,000	平成27年11月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
49	大阪市中央卸売市場本場エレベーター・ エスカレーター補修工事	09A:昇降機設置工 事	福島区	フジテック(株)	7,560,000	平成27年11月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
50	城東浄水場外1か所受変電設備外整備 修繕	09B:上下水道施設 工事	鶴見区 東淀川区	三菱電機プラントエン 지니어リング(株)	4,320,000	平成27年11月17日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
51	中之島抽水所外2か所監視制御設備外 機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	北区、西区、西成区	メタウォーター(株)	253,800,000	平成27年11月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
52	柴島浄水場外1か所凝集沈でん池緩速 攪拌設備外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区、守口市	住重環境エンジニアリ ング(株)	48,276,000	平成27年11月19日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
53	市岡下水処理場No.4雨水ポンプディーゼ ル機関改良工事	09B:上下水道施設 工事	港区	ダイハツディーゼル (株)	8,100,000	平成27年11月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
54	大阪市中央卸売市場本場集中自動検針 装置取替工事	04:電気工事	福島区	東光東芝メーターシス テムズ(株)	4,320,000	平成27年11月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
55	東野田抽水所No. 9雨水ポンプ設備改 良工事	09B:上下水道施設 工事	都島区	(株)千代田組	32,292,000	平成27年11月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
56	東部方面管理事務所管理棟空調用吸収 冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	城東区	荏原冷熱システム(株)	3,132,000	平成27年11月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
57	体験型研修センター浄水施設棟外研修 設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	前澤工業(株)	6,102,000	平成27年11月26日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
58	舞洲スラッジセンター汚泥熔融炉施設整 備工事(その2)	09B:上下水道施設 工事	此花区	月島機械・メタウォー ター・東芝 特定建設 工事共同企業体	400,680,000	平成27年11月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
59	柴島浄水場下系揚水ポンプ回転速度制 御設備設置に伴う既設運転操作設備他 改造その他工事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	メタウォーター(株)	19,656,000	平成27年11月27日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
60	インテックス大阪6号館駐車場管制設備 改修工事	10:電気通信工事	住之江区	(株)富士ダイナミクス	25,920,000	平成27年12月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
61	出入橋抽水所外5か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	北区 平野区 淀川区 西淀川区 福島区 住之江区	(株)東芝	223,560,000	平成27年12月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
62	住之江下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	住之江区 西成区 淀川区 西淀川区 北区	(株)日立製作所	200,880,000	平成27年12月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
63	住之江区役所屋上防水改修工事	11B:防水工事	住之江区	(株)アフェクションウオーク	7,668,000	平成27年12月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第6号	K10、K11	-
64	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株)	237,600,000	平成27年12月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
65	本庁舎熱源機器整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	パナソニック産機システムズ(株)	9,877,680	平成27年12月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
66	下水道科学館冷暖房設備チリングユニット下水熱交換器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	(株)前川製作所	2,993,328	平成27年12月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
67	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟ゴンドラ補修工事	09D:機械器具設置工事	福島区	日本ゴンドラ(株)	2,138,400	平成27年12月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
68	豊野浄水場沈でん池給水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	(株)日立産機システム	2,592,000	平成27年12月11日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
69	ATC庁舎内外1遠方監視装置改修工事	10:電気通信工事	住之江 城東	(株)KEI	10,152,000	平成27年12月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
70	湊町リバープレイス空調用中央監視設備整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	浪速区	アズビル(株)	11,610,000	平成27年12月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
71	南港中ふ頭駐車場泡消火設備整備工事	09E:消防施設工事	住之江区	(株)初田製作所	57,024,000	平成27年12月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
72	大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場低温化設備補修工事	09D:機械器具設置工事	東住吉区	(株)前川製作所	5,097,600	平成27年12月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
73	大阪城公園遊具改修その他工事-2	13D:遊具工事	中央区	タカオ(株)	48,600,000	平成27年12月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
74	千鳥下水処理場外10か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	大正区 港区 西成区 城東区 平野区 西淀川区 東成区	(株)明電舎	192,240,000	平成27年12月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
75	菅原城北大橋外1情報通信設備改修工事	10:電気通信工事	東淀川区 旭区 淀川区	星和電機(株)	20,520,000	平成27年12月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
76	庭窪浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	月島テクノメンテサー ビス(株)	72,900,000	平成27年12月21日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
77	城北寝屋川口水門外42遠方監視装置修 繕	10:電気通信工事	城東区 旭区 都島 区 浪速区 中央区	三菱電機プラントエン 지니어リング(株)	4,773,600	平成27年12月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
78	最適先端処理技術実験施設整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	理水化学(株)	19,440,000	平成27年12月24日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
79	舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	ラサ商事(株)	4,968,000	平成27年12月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
80	中島新橋航空障害灯設備修繕	04:電気工事	西淀川区	サンケン電気(株)	4,752,000	平成27年12月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
81	C6・7-1号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	川重ファシリテック(株)	14,580,000	平成27年12月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
82	道頓堀川水門外1監視制御装置修繕	04:電気工事	浪速区 中央区	(株)安川電機	6,156,000	平成27年12月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
83	靱駐車場駐車管制設備更新工事	10:電気通信工事	西区	日本信号(株)	51,840,000	平成27年12月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
84	東淀川配水ポンプ場高圧電動機二次短 絡装置補修工事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	(株)明電エンジニア リング	15,120,000	平成27年12月14日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号及び第5号	K6、K9	-

随意契約理由書

1 案件名称

環境科学研究所直流電源設備改修工事

2 契約の相手方

(株)GSユアサ

3 随意契約理由

本工事は、環境科学研究所に設置された、直流電源設備の改修を行うものである。当該機器については、(株)GSユアサが製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施行させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により本工事を施工できるのは、(株)GSユアサのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (06 - 6633 - 2331)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕（その2）

2 契約の相手方

横手産業㈱

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場（下系）に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、横手産業㈱が独自に設計、製作したものであり、修繕による機器の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本整備修繕ができる業者は、横手産業㈱のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング㈱

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上系、庭窪浄水場及び豊野浄水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、磯村豊水機工㈱が独自に設計、製作したものであり、修繕による機器の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要がある。

なお、磯村豊水機工㈱の上水プラント事業は、平成26年5月1日をもってJ F Eエンジニアリング㈱に吸収分割により事業継承されているため、本修繕ができる業者は、J F Eエンジニアリング㈱のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

本町地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

エヌエイチパーキングシステムズ(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である本町地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は日立造船(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ(株)と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1. 工事名称： 荻田10丁目地内マンホールポンプ操作盤外17か所改良工事

2. 契約相手方： 日新電機(株)

3. 随意契約理由：

本工事は、荻田10丁目地内マンホールポンプ外17か所に設置された既設操作盤内の自動通報装置の更新、状態監視に必要な機材の追加を行い、既設電気設備の改良を行うものである。

本工事で改良する既設電気設備は日新電機(株)が設計製作したもので、既設電気設備の改良にあたっては製作当初の設計に基づき、操作盤内の分解、構成部品の取替及び追加を行い、操作盤として従前と同等以上の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に既設電気設備の改良を行わせることは不可能であり、かつ、既設電気設備改良後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事ができるのは日新電機(株)のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局南部方面管理事務所設備課(電話番号06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

木川第5住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 工事名称 東野田抽水所沈砂池電気設備外改良工事

2 契約相手方 (株)大同電機製作所

3 随意契約理由

今回改良する東野田抽水所の沈砂池電気設備外は、沈砂池機械スクリーン等の運転に必要な設備であるが、構成部品の機種変更及び取替を行い遠隔監視操作の性能及び信頼性を向上させるものである。

本設備は、(株)大同電機製作所が設計製作したもので、改良に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて部品の取替を実施し、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその改良を行わせることはきわめて困難であり、かつ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できるのは製作会社である上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥熔融炉排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

(株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥熔融炉を運転監視制御するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の排ガス分析に支障をきたしている構成部品を取替え、修繕するものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、分析計の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替え部品の選定も他社では不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

東横堀川水門吐出弁用電動開閉機修繕

2 契約の相手方

日本ギア工業株

3 随意契約理由

東横堀川水門は、船舶の出入りを可能とする機能（開門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今般、同水門の水位調整を行う吐出弁用電動開閉機の歯車が経年劣化により消耗していることが判明した。

現状のままでは、適切な状態で開門内の水位調整ができないことから舟運への影響、大雨時の水位調整への影響及び東横堀川と道頓堀川の水質への影響が懸念されることから、その機能回復を目的に行うものである。

このため、本修繕は吐出弁用電動開閉機を分解整備するものであるが、本機器は日本ギア工業株の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては水門の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1 案件名称

安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

三菱重工メカトロシステムズ(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である安土町地下駐車場および土佐堀地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され、三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1 案件名称

C6・7-1号機多目的クレーンPLC更新工事

2 契約の相手方

川崎重工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、住之江区南港中7丁目（南港 C6・7 岸壁）に設置しているコンテナ等の重量物を積み卸しするクレーンにおいて、PLC（プログラマブルロジックコントローラー）の経年劣化に伴い更新を行うものである。

今回更新を行うPLCは、クレーンの動作・安全等における制御全般を司る制御装置であり、クレーンの健全な稼働に重要な役割を備えた装置である。

本クレーンは川崎重工業（株）が平成2年に発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて機器の設計、製作から施工までを一貫して行っており、製造者でなければ各機械機器、電気機器等の構造仕様、並びに相関関係がわからないため、更新後のクレーン全体の性能・作動状態等について保証することができない。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、川崎重工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備担当（電気）（電話番号 06-6568-9092）

随意契約理由書

1 案件名称

城東配水場配水池流入弁修繕

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本修繕は、城東配水場に設置している配水池流入弁の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該弁設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、弁設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株) 日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

城東配水場監視制御設備改良に伴う既設配水管理設備Ⅱ他改造その他工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、城東配水場監視制御設備改良に伴う既設配水管理設備Ⅱ他の改造、柴島浄水場水質計器設置他に伴う既設浄水管理設備他の改造及び柴島浄水場複層ろ過導入に伴う既設浄水管理設備の改造を行うものである。

これらの機器は(株)日立製作所が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株)日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 工事名称 東野田抽水所ポンプ電気設備改良工事

2 契約相手方 東芝電機サービス（株）

3 随意契約理由

本改良工事は東野田抽水所の主ポンプ設備改良に伴い、主ポンプの運転制御に必要な構成部品の機種変更及び配管配線工事を行い、機能及び信頼性を向上させるものである。

本設備は、（株）東芝が設計製作したもので、改良に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて部品の取替を実施し、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその改良を行わせることはきわめて困難であり、かつ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できるのは製作会社から電気設備の改良工事にかかる事業移管を受けた上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港咲洲トンネルITV設備改良工事

2 契約の相手方

(株)日立国際電気

3 随意契約理由

本工事は、大阪港咲洲トンネル内及び出入口の状況を常に監視し、円滑な車両の通行等の支援、並びに事故や火災等の災害時における避難、救護、消火活動等の支援を担う重要な ITV 設備の一部を改良更新するものである。

本設備は、日立電子株式会社が平成 9 年度に発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて機器の設計、製作から施工、保守までを一貫して行っている。

日立電子株式会社は平成 12 年に他のグループ会社との合併を経て、本設備の事業を継承しているのは株式会社日立国際電気である。

当該施設における ITV 設備の改良更新をトンネルの管理、運営に影響を及ぼさず、施工時の機能や安全性を確保し、災害発生時にも確実な稼働を行うには、本設備と共用している他の設備との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とし、各機器の製造から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である株式会社日立国際電気と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備担当 (電気) (電話番号 06-6568-9092)

随意契約理由書

1 案件名称

工業用水道西淀川幹線（大和田4丁目）700mm 不断水式制水弁設置工事

2 契約の相手方

大成機工㈱

3 随意契約理由

本工事は、市内西北地区（西淀川区、福島区、此花区、港区の一部）に配水している基幹幹線である工業用水道西淀川幹線に設置の既設制水弁が故障し、漏水事故等により断水が必要となる場合に制水弁の開閉操作ができず、断水が広範囲となり、市内西北地区への水源の確保ができなくなり多大な影響がでるため、制水弁の設置工事を行うものである。また、施工にあたり水源を確保するために断水を行わず制水弁の設置を行う必要があり、唯一の手法としては、不断水式工法による制水弁の設置のみである。

この不断水式制水弁は、上記業者が独自に開発、製造したものであり、設置工事には当該設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術による機器の製作が必要であり、上記業者以外で製作、設置することができない。

また、土工での仮設物に不断水式制水弁設置の資機材の重量を負荷させることから、安全管理、施工責任を明確にする必要があり、一体的な施工管理ができる上記業者が本工事を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号 06-6616-5574）

随意契約理由書

1 案件名称

降雨量観測装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づき、同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 施設管理課 (電話番号：06-6615-7180)

随意契約理由書

1 案件名称

野中北住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機ビルテクノサービス(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては三菱電機ビルテクノサービス(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

海老江下水処理場沈砂池機械スクリーン設備改良工事

2 契約の相手方

(株) 日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回改良する沈砂池機械スクリーン設備は、海老江下水処理場に流入する雨水からごみ等を排除するための設備である。本設備は、設置後30年以上が経過し、構成設備である電動減速機が損傷し、運転に支障をきたしているため改良を行うものである。

本設備は、日立機電工業(株)が設計製作したもので、既設備に適合する機器の選定、それらの組み合わせ並びに調整など製作会社独自の技術を必要とする。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 冷凍機CR103C改修工事

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉の冷却をおこなうための冷却設備の一部である冷凍機改修と、改修に伴う冷却設備の発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等をおこなうものであるが、南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門修繕

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、船舶の出入りを可能とする機能（閘門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今般、同水門の油圧装置の経年劣化による不具合から、マイターゲートを確実に閉扉することができず水密が保てない状態であることが判明した。

現状のままでは、適切な状態で閘門内の水位調整ができないことから、舟運への影響、大雨時の水位調整への影響及び東横堀川と道頓堀川の水質への影響が懸念されることから、その機能回復を目的に行うものである。

同水門は日立造船(株)の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては水門の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 鳴野東2丁目地内一時貯留水排水ポンプ操作盤外17か所改良工事

2. 契 約 相 手 方： シンフォニアテクノロジー㈱

3. 随意契約理由：

本工事は、鳴野東2丁目地内一時貯留水排水ポンプ外17か所に設置された既設操作盤内の自動通報装置の更新、状態監視に必要な機材の追加を行い、既設電気設備の改良を行うものである。

本工事で改良する既設電気設備は、シンフォニアテクノロジー㈱が設計製作したもので、既設電気設備の改良にあたっては、製作当初の設計に基づき、操作盤内の分解、構成部品の取替及び追加を行い、操作盤として従前と同等以上の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に既設電気設備の改良を行わせることは不可能であり、かつ、既設電気設備改良後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事ができるのはシンフォニアテクノロジー㈱のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局東部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6969-5847）

随意契約理由書

1 案件名称

東野田抽水所雨水・中継用ポンプ設備改良工事

2 契約の相手方

(株)西島製作所

3 随意契約理由

今回改良する雨水・中継用ポンプ設備は、東野田抽水所に流入する雨水を寝屋川に放流し、また汚水については、今福下水処理場へ中継送水する設備である。本設備は、設置後49～52年以上が経過し、ポンプ起動時に必要となる呼び水を行うための真空ポンプをはじめ、それらに付属する各種自動弁類の老朽化が著しく、ポンプ起動不能の危険性が増大しているため、ポンプ設備全体の信頼性を確保するとともに、作業省力化した設備に改良するものである。

本設備は、(株)西島製作所が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては、既設備に適合する機器類の選定、ポンプ設備全体としての総合調整、機能保持を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は、(株)西島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 し尿流注場沈砂除去設備修繕

2 契約の相手方

三菱化工機（株）

3 随意契約理由

今回、修繕を行う沈砂除去設備は、沈砂除去タンク内を真空にし、水と砂分を分離するための設備である。構成設備である真空ポンプが、長年の運転により破損し沈砂除去ができないため、修繕するものである。

本設備は、三菱化工機(株)がプラント設備として設計製作したもので、今回、修繕を行うし尿流注場設備は、プラント設備機能を発揮するための各機器間の調整など、同社が保有する設計製作図面に基づく調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

東野田抽水所No. 11, 12雨水ポンプ設備改良工事

2 契約の相手方

(株)鶴見製作所

3 随意契約理由

今回改良するNo. 11, 12雨水ポンプ設備は、東野田抽水所に流入する雨水を、寝屋川に放流するための設備である。本設備は、設置後39年以上が経過し、ポンプ起動時に必要となる呼び水を行うための真空ポンプをはじめ、それらに付属する各種自動弁類の老朽化が著しく、ポンプ起動不能の危険性が增大しているため、ポンプ設備全体の信頼性を確保するとともに、作業省力化した設備に改良するものである。

本設備は、(株)鶴見製作所が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては、既設備に適合する機器類の選定、雨水ポンプ設備全体としての総合調整、機能保持を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は、(株)鶴見製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲雨水ポンプ場No. 2 排水ポンプ補修工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、咲洲キャナル北地区雨水ポンプ場に設置されている排水ポンプの分解整備を行い、主要部品の交換並びに工場試験を実施して性能確認を行うものである。

本工事で補修する排水ポンプは、咲洲キャナル北地区雨水ポンプ場に設置されており、雨水等の流入により変動する咲洲キャナルの水位を適正に保つための排水設備である。当該ポンプが故障すると、咲洲キャナルの水位が上昇し、併設しているプロムナードが冠水することにより、市民利用や隣接用地の利用に支障をきたすリスクがある。

当該ポンプ設備は、咲洲キャナルへの雨水流入量に合わせて自動的にポンプ運転を制御できる特記仕様を満足するよう上記業者により設計・製作されたもので、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要である。また、同一規格で品質管理が十分に行われた製作会社の純正部品で取替えることが、機器の性能を発揮するうえで不可欠である。

さらに、分解整備後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事ができる業者は、製作会社である上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械) (電話番号 06-6552-0057)

随意契約理由書

1 案件名称

愛珠幼稚園園舎木造吊天井改修工事

2 契約の相手方

(株) 鳥羽瀬社寺建築

3 随意契約理由

愛珠幼稚園においては、現在、平成26年8月7日～平成28年3月31日を工事期間として「愛珠幼稚園園舎耐震改修その他工事-2」が施工中である。

施工中の工事については、文部科学省の指針の中で、幼稚園園舎の耐震性能の確保について平成27年度中の速やかな対策の実施が要求されていた。平成25年8月に国から技術基準等が出されたが、本施設は一般的な施設とは異なり、木造の吊天井という特殊な構造を持つため、耐震改修工事発注時点では、施工方法を定めることができず、遊戯室の木造吊天井の落下防止工事（以下「木造吊天井工事」という）にかかる設計ができない状況にあった。

施工について、本施設の規模や重要文化財であることから、施工期間を確保するためには、早急に発注しなければ期限までに完成させることができないことから、やむを得ず、木造吊天井工事の設計が着手可能となり次第、木造吊天井工事と遊戯室の小屋裏（木造吊天井上部）の耐震補強工事（以下「天井改修工事」という）を追加工事とすることを想定しつつ、先行して木造吊天井工事及び天井改修工事以外の部分を発注したものである。

本工事は、平成26年4月1日に建築基準法改正に伴い実施が必要となった、愛珠幼稚園遊戯室の木造吊天井工事と、天井改修工事を行なうものである。

愛珠幼稚園は重要文化財に指定されており、重要文化財にかかる改修工事は解体した資材を整理して保存し、再利用することが原則とされるなどの制限があり、同一業者において施工した場合、工事期間の短縮に加え、工事場所、進入路及び資材置場が施工中の工事と重複していることから、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保が図られる。同一箇所の工事を行うことから施工責任の一元化を図るためにも同一業者において施工させる必要がある。

また、施工中の工事完了後に本工事を施工するスケジュールであれば、幼稚園を開園しながらの「居ながら工事」となるが、同時施工することで園児の移転期間中に施工を完了させることができるため、園児の安全を確保することができる。

よって、上記相手方に随意契約を行なうものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9334)

随意契約理由書

1 案件名称

北江口第2住宅(4・5号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場ろ過池洗浄ポンプ制御盤補修工事

2 契約の相手方

メタウォーター (株)

3 随意契約理由

本工事は、豊野浄水場に設置している洗浄ポンプ制御盤の補修を行い、機能回復を図るものである。

当該制御盤は、富士電機 (株) が独自に設計、製作したものであり、工事による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、富士電機 (株) は平成15年10月から水環境事業を含む電機システム部門の業務を富士電機システムズ (株) で行っており、平成19年4月の分社化により当該制御盤に関する事業を富士電機水環境システムズ (株) に継承し、さらに平成20年4月には、(株) NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター (株) が設立され事業継承されていることから、本工事を適切に施工することができる業者はメタウォーター (株) のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 豊野浄水場 (電話番号072-825-4704)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、日本碍子(株)が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。日本碍子(株)は、平成19年4月の分社化により、当該排水処理設備に関する事業を(株)NGK水環境システムズに継承し、平成20年4月には富士電機水環境システム(株)との合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

よって、本整備修繕ができる業者は、メタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2403)

随意契約理由書

- 1 案件名称
柴島浄水場採水ポンプ整備修繕（その2）
- 2 契約の相手方
（株）鶴見製作所
- 3 随意契約理由
本整備修繕は、柴島浄水場に設置している採水ポンプの整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。
当該採水ポンプは、（株）栗村製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。
また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本修繕ができる業者は、当該採水ポンプの設計、製作をした（株）栗村製作所から業務譲渡された（株）鶴見製作所のみである。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 5 担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

空清住宅(1号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

シンドラーエレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、シンドラーエレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたってはシンドラーエレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることのできる唯一の業者であるシンドラーエレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随意契約理由書

1 案件名称
もと出来島水質観測局採水部撤去その他工事

2 契約相手方
鉄建建設（株）

3 随意契約理由

本工事は、国庫補助事業として昭和45年から公共用水域の水質の常時監視を目的で、神崎川の河川管理者である大阪府の占用許可を受けて水質観測局を設置していたが、近年、水質の改善が見られたことに伴い測定を終了したことから、護岸に設置した採水かごやそれに付随する埋設物などを撤去し、原状復旧工事を行うものである。

当該箇所を含む周辺の防潮堤では、現在、河川管理者である大阪府により巨大地震に備えるための耐震改修工事（以下「耐震工事」という。）が行なわれており、平成28年5月末で竣工する予定であることから、一体的な施工を行うために当該箇所を早期に返還するように求められている。

原状復旧工事を行うにあたり、入札を行い、耐震工事と別の業者で施工を行うこととなった場合、出会丁場となり、交通管理者及び地元調整が再度必要なことや同一箇所の施工となるため河川管理者の工事許可が受けることができなくなること等の理由から工事施工が不可能である。

一方で、同一業者に一体的に施工させた場合、耐震工事の追加工事とみなされ交通管理者や地元協議が不要となり、工事許可についても受けることができるものである。

また、工事費についても、耐震工事と同一の建設重機等を使用することにより約5割削減することが可能となる。さらに、安全・円滑かつ適切な施工の確保と施工責任の一元化を図ることができる。

以上のことから、競争入札に付することが不利と認められるため上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署
環境局環境管理部環境管理課（環境情報グループ）（電話番号 06-6615-7981）

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉電気設備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場採水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株)西島製作所

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、豊野浄水場及び東淀川浄水場に設置している採水ポンプ並びに豊野浄水場に設置している粒状活性炭吸着池逆洗ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該採水ポンプ並びに粒状活性炭吸着池逆洗ポンプは、(株)西島製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本修繕ができる業者は、当該採水ポンプ並びに粒状活性炭吸着池逆洗ポンプの設計、製作をした(株)西島製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター送泥ネットワーク監視設備修繕

2 契約相手方 三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する送泥ネットワーク監視設備は、舞洲スラッジセンターの送受泥設備を監視するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転監視における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成品等を取替え修繕するものである。

本修繕設備が停止の際には、各処理場からの送泥管理ができず汚泥処理に支障をきたすおそれがある。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作及び施工したもので、監視設備としてのシステムが一貫して構築されており、システム構成及び整合性など同社が保有する設計製作図に基づく取替調整の技術が、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から下水道施設へ納入している監視設備の修繕を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉汚泥受入槽レベル計修繕

2 契約の相手方

(株) 産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉汚泥受入槽レベル計は、汚泥受入槽の脱水汚泥ケーキ貯留レベルを連続計測するための設備であるが、機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場上、下系高度浄水処理棟、中オゾン接触池上家及び上系塩素接触池棟内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。当該オゾン設備は、富士電機(株)が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

富士電機(株)は、平成15年10月から水環境事業を含む電機システム部門の業務を富士電機システムズ(株)で行っており、平成19年4月の分社化により当該オゾン設備に関する事業を富士電機水環境システムズ(株)に継承し、平成20年4月に(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

よって、本修繕ができる業者は、メタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス熱源機器整備工事

2 契約の相手方

日本ビー・エー・シー(株)

3 随意契約理由

本工事は、湊町リバープレイスに設置されている熱源設備である氷蓄熱設備の構成部品の取替、試運転調整等をするものである。

当該機器については、日本ビー・エー・シー(株)が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、日本ビー・エー・シー(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2327)

随意契約理由書

1 案件名称

平野区役所熱源機器整備工事

2 契約の相手方

㈱日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、平野区役所に設置されている熱源設備であるガス吸収式冷温水発生機の構成部品の取替、試運転調整等をするものである。

当該機器については、㈱日立製作所が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

なお、㈱日立製作所が製作した大型冷凍機関係業務については、会社の分割・統合等の結果、現在は日立アプライアンス㈱へ移管されており、保守、修理については日立アプライアンス㈱から㈱日立ビルシステムへ業務協定されている。

上記の理由により本工事を実施できるのは、㈱日立ビルシステムのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2327）

随意契約理由書

1 案件名称

福島消防署ほか1か所建設に伴うコンピュータ設備工事

2 契約の相手方

富士通㈱

3 随意契約理由

本工事は福島消防署及び此花消防署設置の消防情報システム署所端末機器を庁舎建設工事に伴い、新築された庁舎の各室へ設置するものである。

消防情報システム署所端末機器は、災害出場用に出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る機器で、本機器の接続処理を行うには製造者しか知りえない端末機器の知識や技術などが必要である。

上記業者は、消防情報システム署所端末機器の製造者で、端末機器の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、施工ができる唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

6 選定者

計画情報担当課長 住田 徹

随意契約理由書

1 案件名称

南港Q-2号上屋オーバーヘッドドア補修工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業㈱

3 随意契約理由

本工事は、南港Q-2号上屋オーバーヘッドドア部品の経年劣化による部品交換及びオーバーヘッドドアの調整を行うものである。

本工事対象オーバーヘッドドアは、三和シャッター工業㈱が製作・設置したものであり、施工にあたっては、部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該オーバーヘッドドアの構造を熟知している三和シャッター工業㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理担当（電話番号 06-6615-7811）

随意契約理由書

1 工事名称

A T C庁舎内外 1 状態監視装置改修工事

2 契約の相手方

(株)コムプランニング

3 随意契約理由

本工事は、市内一円で道路排水ポンプ場および道路情報板に設置される状態監視装置の施工に伴い、A T C庁舎及び外 1 ヶ所の状態監視装置を改修・増設するものである。

本工事で改修する状態監視装置は(株)コムプランニングが設計製作設置したもので、今回新たに増設する状態監視装置や他の既設テレメーター設備および道路冠水監視システムと密接に関連して機能を発揮するものである。施工をする際には既設設備の機能を保持させながら行い、本設備の増設及び改修に必要なシステムの変更・追加・調整等を行う必要があるため既設設備の製作者独自の技術が必要である。

既設製作者である(株)コムプランニング以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である(株)コムプランニングと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部 工務課(道路公園設備担当) (電話番号 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

住吉川ポンプ場送水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

今回修繕するポンプは、住吉川の良好な環境を維持するための浄化用水を送水するためのものである。

本修繕は、送水ポンプの性能を長期にわたり良好な状態に保つため、長年の使用により摩耗損傷が著しい回転部分等消耗性部品の取替を含めた修繕を行うものである。

本ポンプは(株)荏原製作所が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である(株)荏原製作所のみであり、同社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話番号 06-6615-7261）

随意契約理由書

1. 修繕名称：

舞洲スラッジセンター汚泥供給ポンプ設備外修繕

2. 契約相手方：

兵神装備㈱

3. 随意契約理由：

今回、修繕を実施する汚泥供給ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に汚泥を供給するための設備で、高分子注入ポンプ設備は遠心脱水機に高分子凝集剤を注入するための設備である。本修繕はこれらのポンプ設備の回転部分等が長時間の運転による劣化と夾雑物・砂等により、磨耗・損傷しているため修繕を行うものである。本機器は、兵神装備㈱が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品においても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備㈱のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

谷町駐車場駐車機械装置更新工事

2 契約の相手方

エヌエイチパーキングシステムズ㈱

3 随意契約理由

機械式駐車場である谷町駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本更新は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した機器類の更新や消耗性部品の取替を含めて行うものである。

本装置は日立造船㈱の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社では更新できない。また、本装置の更新にあたっては従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、日立造船㈱の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ㈱と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ㈱に事業継承されている。

以上のことから、本更新を実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

平野区民センター中央監視設備改修工事

2 契約の相手方

アズビル(株)

3 随意契約理由

本工事は、平野区民センターの各機器の監視制御を行う中央監視設備の制御装置等を改修するものである。

当該機器については、上記業者が製造・施工したものであり、改修工事にあたりは、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施行させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により本工事を施工できるのは、アズビル(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (06 - 6633 - 2331)

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス空調機その他整備工事

2 契約の相手方

(株)ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、湊町リバープレイスの執務室系統に設置されているパッケージ型エアコンの構成部品の取替、試運転調整等をするものである。

当該機器については、ダイキン工業(株)が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、ダイキン工業(株)から保守、修理を移管されている(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2327)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター補修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場市場棟に設置しているエレベーター及びエスカレーター設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化・破損したメインロープ、インバーターユニット、高速扉、リレー、バッテリー等の交換を行うものである。

本工事対象エレベーター及びエスカレーターは、フジテック (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはフジテック (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称
城東浄水場外1か所受変電設備外整備修繕

2 契約の相手方
三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、城東浄水場外1か所に設置している受変電設備外の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該受変電設備外は、三菱電機(株)が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、当該受変電設備外を設計、製作した三菱電機(株)より整備修繕を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1. 工事名称： 中之島抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： メタウォーター（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、中之島抽水所、長堀抽水所、東四条抽水所ポンプ設備等の更新に伴い必要となる既設監視制御設備に機能追加を行うとともに、電気設備の設計製作、据付及び配管配線工事を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、メタウォーター（株）が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、メタウォーター（株）のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署： 建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外1か所凝集沈でん池緩速攪拌設備外整備修繕

2 契約の相手方

住重環境エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場凝集沈でん池に設置している緩速攪拌設備及びスラッジ掻寄設備並びに庭窪浄水場濃縮槽に設置しているスラッジ掻寄設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、住友重機械工業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

住友重機械工業（株）は、水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に新会社として発足された住友重機械エンバイロメント（株）に事業継承されており、本修繕ができる業者は、住友重機械エンバイロメント（株）より修繕業務を移管されている住重環境エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1. 案件名称 : 市岡下水処理場No.4雨水ポンプディーゼル機関改良工事
2. 契約相手方 : ダイハツディーゼル株
3. 随意契約理由 : 本工事は、市岡下水処理場の雨水ポンプ用ディーゼル機関が長年の使用により、各部品の損耗が著しく、かつ部品の型式が古いため、冷態起動時の燃焼状態が悪く、未燃焼ガスの煙道内流出により運転に支障をきたしているため、付帯設備を設置するものである。
本設備は、ダイハツディーゼル株が設計製作したもので、ディーゼル機関の排気ガス中の白煙及び黒煙を防止するための、良好な燃焼状態を確保するためには製作会社の技術が必要であり、付帯設備も他社では製作していない。
さらに、当該設備に関わる設計図面、計算書等の情報は製作会社独自の技術的財産であるため、一般には公開されていないことから、他社に本工事を行わせることは極めて困難であり、請負者には工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本工事ができる業者はダイハツディーゼル株のみである。
4. 根拠法令 : 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署 : 建設局 西部方面管理事務所、設備課
(電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場集中自動検針装置取替工事

2 契約の相手方

東光東芝メーターシステムズ(株)

3 随意契約理由

本工事は市場運営に支障をきたさない様、市場施設使用者の維持料調定の基本データを管理している電気及び水道料金の検針システムの伝送制御装置及び蓄電池の交換・調整を行うものである。

本集中検針設備の工事の施工にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の技術情報も不可欠であり、その技術情報は当該設備の製造者である(株)東芝のみが有している。

また、本工事で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施行させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

(株)東芝は、計器事業全般及び保守並びに改修・修理工事を同社の系列会社である東光東芝メーターシステムズ(株)に移管しているため、本工事が施工可能な業者は、東光東芝メーターシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

東野田抽水所 No.9 雨水ポンプ設備改良工事

2 契約の相手方

(株)千代田組

3 随意契約理由

今回改良する No.9 雨水ポンプ設備は、東野田抽水所に流入する雨水を寝屋川に放流する設備である。本設備は、製作から56年、また東野田抽水所に移設後42年以上が経過し、ポンプ起動時に必要となる呼び水を行うための真空ポンプをはじめ、それらに付属する各種自動弁類の老朽化が著しく、ポンプ起動不能の危険性が増大しているため、ポンプ設備全体の信頼性を確保するとともに、作業省力化した設備に改良するものである。

本設備は、(株)千代田組がポンプシステムとして設計・施工したもので、改良にあたっては、既設備に適合する機器類の選定や、本改良対象機器を含むポンプ設備全体としての総合調整を行い、その機能保持を行う必要がある。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は、本プラントシステムの設計、施工会社である(株)千代田組のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

東部方面管理事務所管理棟空調用吸収冷温水機修繕

2. 契約相手方

荏原冷熱システム（株）

3. 随意契約理由

本修繕は、当事務所管理棟に設置している空調用吸収冷温水機において、経年劣化によりキャンドポンプ等機内の損傷が著しいため修繕を行い、原状回復を図るものである。

当該設備は、事務室及び会議室を含む管理棟全体の空調管理を行っており運転停止となれば、適切な室温調整や空気循環が行われないなど、来庁者へのサービス低下や業務執行の支障並びに安全衛生上の問題が懸念されるため修繕を行う必要がある。

修繕にあたっては、当該設備は荏原冷熱システム（株）が製造・設置したものであり、整備修繕にあたって製造者独自で有する純正部品や専門技術及び知識が必要不可欠である。

また、本修繕は既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことから、本修繕業者は製作会社である荏原冷熱システム（株）のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 管理課（電話番号：06-6969-5841）

随意契約理由書

1 案件名称

体験型研修センター浄水施設棟外研修設備整備修繕

2 契約の相手方

前澤工業（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、体験型研修センター浄水施設棟に設置した水質計器や機械電気棟に設置した研修設備について整備修繕を実施し、機能維持を図るものである。

当該設備は、前澤工業（株）が独自に設計・製作したものであり、当該設備の機能維持及び保証を行うには、同社が保有する専門の知識と技術が不可欠で当該設備を設計・施工した上記業者以外では、本整備修繕を行うことができない。

よって、本工事を実施できるのは前澤工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部職員課（電話番号06-6322-0576）

随意契約理由書

- 1 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事（その2）
- 2 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場下系揚水ポンプ回転速度制御設備設置に伴う既設運転操作設備他改造
その他工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場下系揚水ポンプ回転速度制御設備設置に伴う既設運転操作設備他の改造、柴島浄水場第1配水ポンプ場コンデンサ設備改良に伴う既設高圧配電設備の改造を行うものである。

これらの機器はメタウォーター（株）が独自に設計、製作したハードウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者であるメタウォーター（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設製造業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのはメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

インテックス大阪6号館駐車場管制設備改修工事

2 契約の相手方

(株) 富士ダイナミクス

3 随意契約理由

本工事は、インテックス大阪6号館に設置されている駐車場管制設備の自動車検知器、レーザーセンサー、満車表示灯等を改修するものである。

当該機器については、三菱プレジジョン(株)が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により、本工事を実施できるのは、三菱プレジジョン(株)から保守、修理を移管されている(株)富士ダイナミクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課(電話番号 06-6633-2331)

随意契約理由書

1. 工事名称： 出入橋抽水所外5か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株) 東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、出入橋抽水所外5か所で別途施工される電気設備工事等に伴い必要となる監視制御機能などを、既設監視制御設備及び既設配電盤等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加等する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加等を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加等をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署： 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7898)

随意契約理由書

- 1 工事名称：住之江下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、住之江下水処理場外9か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能などを既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。

- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江区役所屋上防水改修工事

2 契約の相手方

(株)アフェクションワーク

3 随意契約理由

住之江区役所においては、現在、平成25年9月25日～平成28年2月29日を工事期間として「住之江区役所・区民ホール耐震改修その他工事」が施工中である。

本工事は、住之江区役所の屋上防水改修を行うものである。本体工事である「住之江区役所・区民ホール耐震改修その他工事」の着工後、区役所棟の屋上下部にあたる4階の天井各所で雨漏れが発生していることが判明した。「耐震改修工事の天井板張替工事は、この雨漏れの改善を行った後でなければ施工することができず、耐震改修工事の天井板張替工事に先行して屋上防水改修の設計、工事を行う必要が生じた。」

しかしながら、本工事は住之江区役所の敷地内の工事であり、現在施工中の耐震改修工事の工程上、工事進入路が一部制限を受けることとなり、別の進入路の確保が難しく耐震改修工事と同一の工事進入路から出入りする必要がある。また、本工事と耐震改修工事は施工上密接に関係しており、同一箇所の工事を行うことから施工責任の一元化を図るためにも同一業者において施工させる必要がある。」

さらに、同一業者において施工した場合、工事期間の短縮に加え、工事場所、進入路及び資材置場が本工事と重複していることから、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保が図られる。

よって、上記相手方に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 工事名称

平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

日揮（株）

3 随意契約理由

今回工事を行う汚泥溶融炉設備は、平野下水処理場及び東部管内の発生汚泥を脱水処理したケーキを溶融するための設備であり、汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

当該下水処理場の汚泥溶融炉設備はプラントメーカーである日揮（株）において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。整備工事については、汚泥溶融炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥溶融炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短時間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥溶融炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥溶融炉設備全般に一貫して責任を持たせることが出来る業者は日揮（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

本庁舎熱源機器整備工事

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、本庁舎に設置されている熱源設備であるガス吸収式冷温水発生機の構成部品の取替、試運転調整等をするものである。

当該機器については、パナソニック(株)アプライアンス社(旧社名：三洋電機(株))が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、パナソニック(株)アプライアンス社(旧社名：三洋電機(株))から保守、修理を移管されているパナソニック産機システムズ(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課(電話番号 06-6633-2327)

随意契約理由書

1 案件名称

下水道科学館冷暖房設備チリングユニット下水熱交換器修繕

2 契約の相手方

㈱前川製作所

3 随意契約理由

本件は、下水道科学館内の地下1階に設置している冷暖房設備チリングユニットの下水熱交換器が、長年使用のため劣化し、正常に稼働しないため修繕を行うものである。

現状のままでは、館内の室温調整や空気循環等が十分に行われず、来館者のサービス低下を来たすことから修繕の必要がある。

当該下水熱交換器は、上記業者が設計製作したもので、修繕にかかる取替部品は他社で製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道河川部調整課（電話番号 06-6615-7589）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟ゴンドラ補修工事

2 契約の相手方

日本ゴンドラ㈱

3 随意契約理由

本工事は業務管理棟に設置しているゴンドラ設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化した東2号機のケージの交換を行うものである。

本ゴンドラ補修工事の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の専門技術及び知識が不可欠であり、その技術情報は当該ゴンドラの製造者である日本ゴンドラ㈱のみが有している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場沈でん池給水ポンプ整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機システム

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場に設置している沈でん池給水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株) 日立産機システムが独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株) 日立産機システムのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 工事名称

A T C 庁舎内外 1 遠方監視装置改修工事

2 契約の相手方

(株) K E I

3 随意契約理由

本工事は、北野都島線共同溝の被遠方監視装置の改修に伴い、A T C 庁舎内の遠方監視装置を改修するものである。

本工事で改修する遠方監視装置は(株) K E I が設計製作設置した監視装置であり、共同溝は電気・ガス・水道などのライフラインを収めた施設のため監視装置の改修にあたっては既設設備の機能を保障させながら行う必要がある。さらに既設監視装置の改修に必要なシステム全体の変更(機能追加・設定変更)を行うためには既設監視装置の製作者独自の技術が必要である。

また、既設監視装置製作者である(株) K E I 以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である(株) K E I と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部 工務課(道路公園設備担当) (電話番号 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス空調用中央監視設備整備工事

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

本工事は、湊町リバープレイスに設置された空調用熱源機器等の運転を適切に動作監視するための設備の一部更新・調整を行うものである。

当該機器については、アズビル株が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する当該機器のシステム及び中央監視プログラム並びに構造・機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、アズビル株のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2327)

随意契約理由書

1 案件名称

南港中ふ頭駐車場泡消火設備整備工事

2 契約の相手方

㈱初田製作所

3 随意契約理由

本工事は、南港中ふ頭駐車場に設置されている泡消火設備の構成部材の更新、改修等を行うものである。

当該設備については、㈱初田製作所が独自の技術により製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、㈱初田製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2327）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場低温化設備補修工事

2 契約の相手方

(株)前川製作所

3 随意契約理由

本工事は、水産卸売場低温化設備の補修を行うものである。

当該機器については、すべて(株)前川製作所が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたっては(株)前川製作所を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本工事は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者は(株)前川製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備担当 (電話番号 06-6756-3955)

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪城公園遊具改修その他工事－2

2. 契約の相手方

タカオ（株）

3. 随意契約理由

本工事は、平成10年3月に設置後17年が経過している大阪城公園遊具広場の遊具について、老朽化が著しいことから長寿命化対策として遊具の部分改修と公園施設の一部撤去を行い、あわせて2014年に改正された遊具の安全基準に適合させるものである。

大阪城公園の遊具は当局の仕様を反映し、メーカー独自の技術により製作されたもので、施工に当たっては、本遊具の規格や構造特性を熟知していることが不可欠である。

また、遊具は子どもが直に触れて遊ぶ施設であり、安全を確保することが最も重要であることから、遊具全体の安全性について製造・設置に係るメーカー責任の一元化と改修後の一貫した責任と性能保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局公園緑化部調整課公園整備担当（TEL：06-6469-3845）

随意契約理由書

1. 工事名称： 千島下水処理場外 10 か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株) 明電舎

3. 随意契約理由：

本工事は、千島下水処理場外 10 か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能等を、既設監視制御設備並びに既設配電盤に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株) 明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 明電舎のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署： 建設局下水道河川部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 工事名称

菅原城北大橋外1 情報通信設備改修工事

2 契約の相手方

星和電機㈱

3 随意契約理由

本工事は、菅原城北大橋及び十八条大橋の情報通信設備（気象観測装置等）の制御について、現在の菅原城北大橋管理棟の廃止に伴い集中管理方式から単独方式へ変更する必要があるため、必要となる部分の情報通信設備の改修を行うものである。

本工事で改修する情報通信設備は、星和電機㈱が設計・製作・設置したもので、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら行う必要がある。さらに本設備の改修に必要なシステムの変更・追加・設定変更および機器製作を行うためには、既設設備の製作者独自の技術が必要である。

また、既設製作業者である星和電機㈱以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である星和電機㈱と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部 工務課（道路公園設備担当）（電話番号 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島機械（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、当該排水処理設備を設計、製作した月島機械（株）より整備修繕を移管されている月島テクノメンテサービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

城北寝屋川口水門外 42 遠方監視装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回修繕する寝屋川口水門外 42 箇所遠方監視装置は、城北川河川施設の安全管理に必要な機器を遠方監視装置にて管理している設備であるが、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、三菱電機 (株) が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である三菱電機 (株) より遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局管理部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 6615-6647)

随意契約理由書

1 案件名称

最適先端処理技術実験施設整備修繕

2 契約の相手方

理水化学㈱

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置しているプラント設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、理水化学㈱が独自に設計、製作したものであり、整備修繕に際しては総合的な実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、理水化学㈱が唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕

2 契約相手方：ラサ商事(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する返流水ポンプは、舞洲スラッジセンターで発生した脱水分離液処理施設からの処理水や遠心脱水機の洗浄水などを此花下水処理場に送水するポンプであり、舞洲スラッジセンターには処理水や洗浄水などを処理し排水する施設がないので此花下水処理場に送水する必要があり、舞洲スラッジセンターを運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、舞洲スラッジセンターに設置している脱水分離液系及び一般排水系返流水ポンプの各部が長時間の運転により、著しく摩耗損傷しているため修繕するものである。

本ポンプは、大平洋機工(株)が設計及び製作したものであり、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である大平洋機工(株)から修繕及び点検・整備業務を移管されているラサ商事(株)のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

中島新橋航空障害灯設備修繕

2. 契約相手方

サンケン電気 (株)

3. 随意契約理由

今回修繕を行なう中島新橋航空障害灯設備は、航空機に対して構造物の存在を示す為の、航空保安施設であり、航空法第 51 条に基づき設置されている設備である。

本設備は、老朽化が進み経年劣化により機能が低下していることから、構成部品の取替修繕を行うものである。

本設備は、維持管理に関して航空法施行規則 128 条により支障が生じた時には直ちに復旧に努める必要性があり、灯器および制御装置の整合性および不具合時の原因究明等、早急な対応が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。よって、本設備の製作者である上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局管理部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 06-6615-6468)

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

C6・7-1号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

川重ファシリテック (株)

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーン構造の重要な機能を担う機器等の補修等を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要がある。また、故障で積荷の落下等を起こせば直ちに人身事故にも繋がることから、高い安全性が求められるため、クレーン製造実績のある業者でなければ、適正な施工ができない。

クレーンについては、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからないものである。また、使用部品についても一部の汎用品以外、製造者より指示された規格・品質で製作されている特注品であることから、製造者以外の取り扱いは困難である。

よって、製造者だけがシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部品の交換、また、部品を交換することにより影響を与える箇所の点検及び調整並びに磨耗した部品の取替判断などを的確に行えるものである。

さらに他社が補修を行い不具合が生じた場合、施工不良・部材や部品不良・設計不良などの部分に原因があるのか究明すること及び復旧までに相当期間が必要となり、船舶荷役に影響を与えることとなる。また、不具合の発生原因が特定できない場合、補償や瑕疵を業者に求めることができず、本市が不利益を被ることとなるため、製造者に補修させることにより、責任の一元化及び早急な対応を図る必要がある。

以上のことから、当該クレーンを製造した川崎重工業株式会社より、荷役機械の補修に関する業務を移管された上記業者のみが本工事を履行できるので随意契約する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

道頓堀川水門外1監視制御装置修繕

2. 契約相手方

(株) 安川電機

3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門および東横堀川水門の監視制御装置は、水門を安定的に稼働させるための設備であり、日常運転における高い信頼性を維持させるために、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、(株) 安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：6615-6647）

随意契約理由書

1 案件名称

韌駐車場駐車管制設備更新工事

2 契約の相手方

日本信号㈱

3 随意契約理由

本工事は、韌駐車場の駐車管制設備の老朽化に伴い更新を行うものである。

本工事で更新する駐車管制設備は、日本信号㈱が設計・製作したもので、施工の際にはシステム全体として既設設備との整合性を確保する必要がある。更に本設備の更新に必要なシステムの変更・追加・設定変更などを行うためには、既設設備の製作者独自の技術が必要である。

また、既設設備の製作者以外では、施工後の機能について責任の一貫性を持たせることが出来ないことから、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局管理部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川配水ポンプ場高圧電動機二次短絡装置補修工事

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本工事は、東淀川配水ポンプ場の2号ポンプ用高圧電動機の二次短絡装置が焼損したため、二次短絡装置の補修を行うものである。

当該二次短絡装置は、巻線型の電動機を始動する際、外部に設置した抵抗器により始動時の電流を抑え、増速後に抵抗器を切り離し、始動を完了させるために必要不可欠な装置であり、本装置が焼損したため、現在、2号ポンプは運転できない状態になっている。

東淀川配水ポンプ場は、大阪市内の工業用水の基幹設備であるが、現在設置されている配水ポンプは、いずれも設置後約50年を経過しており、当局でも老朽化が進んでいる設備である。

運用面においては、連続運転による設備負担を軽減するため1号、2号の交互運転により市内配水を行っているが、当該高圧電動機が故障したことで、1号の連続運転が常態化することとなった。このままでは1号の負担が大きく、また故障発生のリスクが高まることとなり、代替可能な予備機がない状況で1号が故障した場合、東淀川配水ポンプ場の安定した運転が不可能となり、市内工業用水の安定給水に支障を来すことから、早急に補修を行う必要がある。

当該電動機設備は、(株)明電舎が独自に設計、製作したものであり、電動機の補修により機能を回復するには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

以上のことから、(株)明電舎から同社の高圧電動機設備の保守を移管されている(株)明電エンジニアリングが本業務を行うことができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第5号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号：06-6815-2402）